

議会基本条例策定代表者会議

○平成27年4月27日（月曜日）

場 所 第一会議室

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

事務局職員出席者

議会事務局長 加 藤 明 彦
議事係長 内 田 雄 介
庶務調査係長 清 水 伸 悟

議会事務局次長 小 林 大 治
議事係主査 山 浦 勉
庶務調査係 前 坂 悟 史

午前10時03分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開催いたします。

本日の議題は議会基本条例であります。

まず第1番目に、1班の方からいただいた、残る条例文の確認を行っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

あと、併せて正副座長で持ち帰ったものもありますので、それも併せてご協議をお願いしたいと思います。

まず、第3条であります。この中の第4号、「小金井市議会の委員会条例、会議規則及び要綱に基づいて活動するとともに」とあったわけですが、申合せについても公開をされていることから、これも含めて述べた方がいいのではないかと思います。ことでありましたので、この「要綱等」というふうに変更をするということで、正副座長としては

ご提案をしたいと思っております。

それから、ということですね。第6条であります。「大規模災害が発生した場合において」ということだったんですが、もともとの文章のとおり、「または発生するおそれがある場合において」ということで、これは変更させていただくということで確認をしたいと思っておりますが、その点で皆さんのご意見をいただければと思います。

と、私が先に話をしてしまったんですが、事務局の方でよろしいですか。それ以降は、ちょっと事務局の方でお願いします。

今の、ちょっと第3条と第6条について、正副座長の持ち帰り案でありましたので、ちょっと皆さんのご意見を。これ、「要綱等」でいいわけですよ。

○片山議員 ちょっと私、そこをきちんと確認というか、あれだったんですけど、第3条の逐条解

説に申合せを明記することとしてということが備考に書いてあるわけなんです、第3条の方に、ちょっとそちらについて、逐条解説に入れるという認識がなかったものですから、これはこういったことということでよろしいのでしょうか。各会派持ち帰り事項になっていますけれども、「等」については申合せであるということを書くと、ということかどうかという確認を、ちょっとしたいなと。逐条に、申合せについては、「等」というのは申合せであるということを書くと、ということなのかどうかを、ちょっと確認できればと思います。

○森戸座長 これは要綱等にするかどうかというのは、会派の持ち帰りでした。すみません。何かさっきまで思っていたのに、言っていることが全然。要綱等で、逐条解説に申合せもありますということ載せるということですよ。（「載せてないので」と呼ぶ者あり）ああ、そうですね。（「でも議論が並行していたからね」と呼ぶ者あり）そうそう。これ、要綱等でよろしいですか。これは会派持ち帰り事項だったんですね、すみません、正副座長だと思っていたんです。ちょっと勘違いをして申し訳なかったんですが、よろしいですか。

では、第3条第4号については要綱等に変更すると。逐条解説に申合せを明記するということをご確認をさせていただきました。

では、第6条ですが、これはもともと1班の皆さんからは、発生するおそれがあるということもきちんと述べた方がいいということでしたので、それをまたもとに戻したということでご確認いただきたいんですが、よろしいでしょうか。では、第6条も確認をさせていただきました。

次に、第11条、広報活動及び広聴活動についてということで、ここからすみません、事務局で。

○小林議会事務局次長 では、第11条、第12条、裏にいきまして第17条、こちらにつきましては、

1班からは特に問題等あるというご指摘はございませんでした。ただ、用語の整理ということで、法令用語に合わせて改正を、若干訂正をさせていただきます。第2項につきまして、「前項の目的」というものを「前項に規定する目的」と通常の用語の使い方に直したということでございます。第12条につきましては変更等ございません。第17条につきましても、前回もほかの条でちょっと報告させていただいたところでございますけれども、中黒はあんまり使わないということで、「調査・政策立案」、見出しのところにつきましても「調査及び政策立案」としまして、条文の中の1行目、「政策立案・政策提言」を「政策立案及び政策提言」という形にさせていただきます、いずれも用語の整理でございます。

○森戸座長 ありがとうございます。そうしましたら、1条ずつ確認をさせていただきます。第11条について、1班の皆さんからはこれで良いということだったんですが、事務局の方でご検討いただいて、法文上の記述の仕方として、「前項の」というのは「前項に規定する」ということで変更した方が良いということでもあります。そこを変更することで第11条を確認していただいてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、第11条を確認いたします。

第12条は、1班からは何もご意見はありませんでした。議会事務局からもありません。これで、この条文で確認をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、確認をいたしました。

次に、第17条です。「調査・政策立案」という、この「・」は「及び」に変更するということが議会事務局からの指摘であります。1班からは全く指摘はありませんでした。この「及び」というところは変更するということで確認をしていただけ

ますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 よろしいですね。ありがとうございます。皆様、これで条文全て確定をいたしました。お疲れさまです。どうも。山は一つ越えましたので。小金井市議会、素晴らしいですね、一致することもあると。

では、それで続いて2班から資料として提出をしていただいていますので、これはきちんと労作ですので、提出をして、若干説明があれば説明をしていただいた方がいいだろうということになりまして、ちょっと突然で申し訳ないんですが、班長と連絡がとれなくて申し訳なかったんですが、ご説明をいただければありがたいなと思いましたが、いかがでしょう、もうちょっと後の方がよければ後にします。

○斎藤議員 ハンドブックの34ページから、表の作り方とすれば一番左にページ数、それからハンドブックの項目を全て列挙いたしまして、第2班の判断という形で表は作っております。現状のままというのは、今までの申合せのおりということと、要綱化を検討するということと、要検討という形で大きく三つに分けました。要綱化を検討というのは、要綱化すべきではないかという声でありまして、要検討というのが、例えば40ページの3というところで、議会運営申合せ事項の3という形で、議員提出案件の議案番号の取扱いについてということで、技術的なことなんですけれども、これ一つをもって要綱にはならないだろうということなんですけれども、ルールとしてその作り方、作り込みというものを要綱化した方がいいという意見もありまして、現状のままというよりは、多少要綱化を検討するかどうか、もう一度皆様のご意見を含めて決定していくべきではないかと。一番右のコメント欄にありますように、永年保存するためのルールであるということで、事務局の意見等もお聞きして、要綱化すべきかどうかとい

うことも検討したらどうかということで、今言いましたように現状のまま、要綱化を検討、それから要検討ということで幾つか要検討のことについてもありますので。

一応説明としては、その程度です。

○森戸座長 ありがとうございます。これはすごく大事な資料だと思っていて、全部できた後に、更に代表者会議の中で要綱化するものを検討し、どういう形になるのか、議会運営委員会かどこかで確認をして、要綱化に向けた作業に入ることになるんでしょうか。

それはまたちょっと別途スケジュール的にどう進めていくのかというのは皆さんとご協議をさせていただければと思いますが、お疲れさまでした、ここまでご検討いただいて、ありがとうございます。

では、この点は、今日、ご覧いただくということでご確認いただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは、続きまして逐条解説であります。1班の皆さんに大変ご苦労いただきまして、逐条解説を作っていただきました。今日お示しをしているのは、先週まででいただいている部分ですね。1班から正副座長にきたもの、これ全部……(「説明を」と呼ぶ者あり)そうですね。では、議会事務局次長、お願いします。

○小林議会事務局次長 ではご説明させていただきます。表の作りでございますが、一番左に条文ということで、これは前回の4月9日現在での最終確認をさせていただいた状態で載せてございますので、先ほど確認させていただいた部分については、まだ反映させていないといったものでございます。真ん中が1班の作業部会の方からいただいた逐条案ということでございまして、一番右の指摘事項ということにつきましては、正副座長での検討した正副座長案といった形の作りでございます。

1枚めくっていただきますと、網かけのある部分があります。下のページの一番角は網かけがしてないという形になっておりますが、1班からの逐条について完成したものの送付の中で、正副座長で協議した段階にもう既に来ていたものと、その後はこちらの方に届いたものをごさいますて、基本的に1班の方から逐条につきましては22の作業部会の中でまとめていただき、全て事務局の方に送っていただいたわけですが、正副の協議も同じ日にしておりました関係で、その日に来たものについては正副座長で協議ができていないということで、網のついているものについては正副で協議済みの正副座長案ができていてということで、本日、皆さんのご意見をいただきたいというものでございまして、一番右のところの網かけがついているものにつきましては、事務局の中の現段階でのちょっと簡単な気づいた部分を直ただけですので、まだ正副の座長に諮っていませんので、これはちょっと協議する段階には至っていないといった形の作りでございます。

○森戸座長 ということでありまして、そうしたら、1条ごとに説明をしていきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 木曜日の日に第1班が残りの部分を議論されて、その内容を議会事務局にいただいたので、ちょっと残りの部分を正副座長で議論する時間がなかったので申し訳なかったんですが、それ以外のところはある程度というか、結論を出しておりますので、その部分についてちょっと事務局から説明をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

どうでしょうか、1条ずつにしていきますか。では1条ずつですね、やはり。最初に、これ、読み上げてからの方がいいですね。では、私の方で読み上げますので、指摘事項について事務局から説明していただくということでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

(「読み上げも」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 そうですか、ではお願ひします。

○小林議会事務局次長 まず条文の前なんですけれども、1ページ目でございます。前文につきましては、米印の一番下ですね、こちら、正副座長案ということで前文については特に前文の中身、これまでの条文の思いが書かれているので、前文については更に逐条解説というのは必要ではないかということで、他市につきましても前文については載せていないところもございますし、載せてあったとしても決意的な2行程度のもので多いということで、正副座長案としては前文について逐条は必要ではないのではないかといいところでございます。

○森戸座長 一応、正副座長はそういう確認なんですけど、もし1班の方から何かあれば、この場所です。

○片山議員 ちなみに、ここ、ちょっと逐条について報告書から抜粋するというのが、何か間違っているなということだけ言っておきますけど。1班の方では、前文の逐条については正副の検討とか、またこちらでの話合い、代表者会議での話合いを聞いてからというふうには思っています。ただ、当初報告書が最終的に出るとしたらそこから抜粋するような形かなと思って、作業部会ではちょっと作るの難しいという話はしてましたので、正副の方で検討されて、必要ないという結果であるのであれば、私はそれでいいのではないかと思います。これは私の意見です。

○森戸座長 いかがでしょうか。前文を作っている議会もあるし、前文の逐条解説を書いているところもあるし、書いていないところもあって、どうするかということだったんですが、あくまでもこの前文というのは趣旨ですよ、条例の。趣旨の逐条解説というのは、ちょっと何かおかしいかなということもあって、載せなくてもいいのでは

ないかというのが正副の意見なんですけど。

ちなみに、逐条解説に前文の解説を載せている自治体というのはどこでしたか。たしか。（「していないのが流山市と」と呼ぶ者あり）流山市と東村山市だけだね。してるところって立川市。

（不規則発言あり）ちょっとどうなのか。小平市もある。

○小林議会事務局次長 あるところは小平市、八王子市、立川市、今、手元にあるもので国立市ということで、小平市、八王子市は少し細かめに書かれているところがございます。国立市につきましては5行程度で、前文自体はそこそこの量があるんですけども、解説は、ちょっと読み上げさせていただけますと、「前文では、国立市議会基本条例制定に伴う決意を宣言しています。地方議会の役割や位置付けを確認し、市の歴史的背景や基本構想、都市像、宣言を踏まえたうえで、市民参加による議会運営と地域民主主義の実現を責務としました。さらに、ソーシャルインクルージョンに配慮する議会活動を国立市議会の理念として、条例制定の宣言としました」といった程度でございます。

○森戸座長 ありがとうございます。

そういう形なんですけど、どうしますか。

○小林議員 私も1班なので、片山班長と同じ意見ですけども、前文自体がかなり丁寧に書かれていて、またここから指先一步でも出たところは一貫できないところで削ってきたところがあるので、やはりこれ以上広げて解説する用にはならないのかなとは思っているんですけど、逐条全体がまとまったところで、バランスを見て頭に条例策定の目的だとか、やはり解説書から抜粋をして持ってくるというようなことは必要に応じて検討すればいいのかなと、現段階では思います。

○森戸座長 全体を見て、もう一度前文に戻るということも一つかなということなんですけど、いかがですか。

○鈴木議員 必要のないものは載せなくていいのではないかということは分かるんです。ただ、精査していく中で、小林議員のような、今、意見の中で、必要であればあえて全て終わったところかどうか、一定のところ解説を載せるかどうかの検討をするということはいいいんじゃないかと思うんですね。国立市の例が出されましたけど、国立市は恐らくと別な事情があったんですね。このソーシャルインクルージョンを載せるに当たって、たしかヘイトスピーチではなくて何か事情があったんですね。議会として、議会全体がこれを受け止めたわけです。というような事情があったということを以前伺ったことがあって、そのためにソーシャルインクルージョンという形を入れて、人種差別問題も入れているんですね、ソーシャルインクルージョンという考え方の中に。これを議会基本条例に反映していこうという議会の強い意志があったという話を伺ったことがあって、こういう特別な事情があったんですね。議会としてそれをしっかり受け止める、議会としての在り方をもう一度共通ルールを作ろうということで、基本条例策定のきっかけというか、経緯がそこに込められているということだと思うんです。小金井市がそういう、小金井市は小金井市で恐らくこれを策定していこうという全体の意思があったはずで、それをどこで表現するかということになっていくのかなということではないでしょうか。

○森戸座長 分かりました。では、もう1回ちょっと前文に逐条解説を載せるかどうかというのは、全体を見て、また戻るといことにしたいと思うんですが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、そのようにしたいと思います。では、次に第1条から行きましょうか。

○小林議会事務局次長 第1条でございます。「前文に掲げた議会の決意を受け、条例制定の目的を明らかにしています。市民代表としての議会

が、市民の負託に応え、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを定めています」というのが正副座長案でございまして、変更点につきましては、下の米印のところにつきましては、目的そのもの、中間目的とかないので、「最終目的」ということを削除しても良いのではないかということでございます。

○森戸座長 ということでありまして、最終目的としてということろを削除してはどうかということでもあります。

市民福祉の増進というのが目標ではあるんですが、最終目的という言い方というのは、ちょっと合わないというか、常に市民福祉の増進というのが目標なので、最終的にここまでという目標というのは、ちょっとないのかなというのがあって、最終目的という言葉は削除をした方がいいのではないかということでもあります。

それで、ちょっと冒頭に言い忘れたと思うんですが、今日、正副座長の意見を述べさせていただいて、持ち帰っていただくと。それで、次回確認させていただくというやり方がありますので、今日、ここで何が何でも決めるということではありませんので、よろしくお願ひします。ただ、決められるところは決めた方がいいと思うので、意見があれば述べていただければと思います。

○片山議員 ちょっとこれ、多分お送りした作業シートとずれているというか、違っているかもしれないなと思っているんですけど、すみません、多分お送りしたものの、4月23日時点のものを、今確認したところ、最終目的は入っていないんですね、1班の方から送ったものには。もう少し簡単な文章になっていて、多分これ、議会事務局の方のをコピーしたものを何かあれしたのかなという気はしますので、ちなみに1班が提案したものは、「前文に掲げた議会の決意を受け、条例制定の目的を明らかにしています。市民代表としての議会が、市民の負託に応え、最終目的として」、ごめ

んなさい、最終目的はここにあったんだ、ごめんなさい、ここに入ってしまったんだ。すみません、失礼しました、こちらに入っていました。ただ、ちょっと議論がその後にもあったものですから、ほかのところの逐条では、最終目的を取ったなどというようなことはありました。だから問題は特に。

○森戸座長 そうですか。では、27日現在のものと言うと、最終目的としてというのは削除したということですか。

○片山議員 ほかの条文のところでも最終目的というような文言を入れるかどうかという議論があって、そのときにそういった最終目的というのを入れないというような議論をしていますので、そういった議論をしているということです。

○森戸座長 そうすると、第1条の最終目的としてというのを、これ、削除するというのが正副座長の提案でありまして、その点は、もし、今日、ご確認いただければ削除ということになるかなと思うんですが、いかがでしょうか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、削除した段階でお持ち帰りいただくということですかね。いいですか、もう持ち帰らなくて、これは。

○板倉議員 今、座長の提案は削除で異議ございませんか。持ち帰りしたいという意見がありませんので、この場で、もしなければ確定してもいいんじゃないかと思うんですけど。

○森戸座長 いいですか、確定して。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、これは確定するということで、ありがとうございます。

次に、第2条に行きます。

○小林議会事務局次長 「この条例は、小金井市議会及び議員の最も尊重すべき基柱として位置付けられています。したがって、議会に関係する他の条例、規則などの制定改廃や運用にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図つ

ていくものとしています。なお、法形式的には、この条例と他の条例との間に効力の優劣をつけることはできませんが、この条例の制定目的と規定内容から、この条例は、議会における最高規範性を有していると考えられるものです」ということをございまして、こちらは正副座長案も1班の案そのままということで、指摘事項なしとしております。

○森戸座長 この点はいかがでしょう。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、これも確定をさせていただきます。次に、議会運営委員会及び議員の活動原則についてであります。

○小林議会事務局次長 「議会運営の原則についての考え方を明らかにするとともに、運営の根拠となる条例などを規定しています」ということですけれども、ちょっとこちら、先ほどの議論の中で、申合せをここに入れるということになるので、入れる位置といたしましては、「条例、申合せなどを規定しています」となるのかなというところでございますが、ご協議をお願いいたします。

○森戸座長 「条例、要綱、申合せを規定しています」ということかな。運営の根拠となる。ここは、どうしよう、もう1回1班の方をお願いできたらと思いますが。

○片山議員 多分、この「条例など」というところに含めてしまったものですから、今おっしゃったように、要綱申合せというふうに入れてしまえば、それでいいのではないかと思います。「など」としてしまうと、ちょっと分かりにくいので、「条例、要綱、申合せを規定しています」と。

○森戸座長 条例、規則、要綱でね。規則もね。では、こうしますか。「条例、規則、要綱、申合せを規定しています」と。規定しているわけではないよね。(「定めていますとか」と呼ぶ者あり) すみません、ここって「条例、規則、要綱、申合せに基づいて活動することを規定していま

す」ということですかね。何か、ちょっとこれを規定しているというとおかしくならない。「申合せに基づいて活動することを規定しています」でいかがですか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、もう一度言いますと、議会運営の原則についての考え方を明らかにするとともに、運営の根拠となる条例、規則、要綱、申合せに基づいて活動することを規定しています」ということはいかがでしょう。規定するというのがおかしい。定める。

○小林議会事務局次長 事務局として、ちょっと今考えたところは、申合せに基づいて活動しているわけですので、ここの活動の原則とかを説明するのであれば、申合せを規定していますとするのか、定めに基づき活動していますとするのか。活動は定めに基づいているのかなといったところなのかなと。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午前10時41分休憩

午前10時45分開議

○森戸座長 再開いたします。

この第3条の逐条解説については、今、協議会でもご意見あったんですが、もうちょっと言い直しを含めて検討をさせていただきます。その際、第5条との関係もありますので、そことのきちんとした整理ができるようにしていくということで、正副の持ち帰りとさせていただきます。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのようにしたいと思います。

続きまして、それでは第4条に行きます。

○小林議会事務局次長 第4条は若干、こちら、ご協議をいただきたい部分がありまして、先ほど、条文は一定固まったところなんでございますが、逐条の検討をする中で、正副座長の中で、条文の

方の見出しの中と本文に若干訂正が必要なのではないかということで、条例の方に戻って、第4条をもう一度検討をお願いする部分と、それに合わせて逐条を、ちょっと第1班の形からは大幅に変更させていただいているものでございます。

具体的な内容につきましては、条文の方を見ていただいて、条文の方から、第4条の条文の中で、「議会は、議事機関として、その意思決定に当たっては議会の公平で自由な」、もとは「質疑の場を保障しなければならない」という形になっておったんですけれども、質疑といいますと非常に限定をしてしまう形になってしまっているのではないかということで、これは質疑とするよりも「議論の場を保障する」ということで、「議論」の方がいいのではないかということでございます。

それで、1班の案でございますが、こちらはやはりもとの条文が「質疑」でございましたので、その質疑ということを中心に作っていただいたと考えるところでございまして、その質疑の申合せですね、3回ですとか、そういった回数のこととか、会議規則にある、自己の意見だけを述べることはできないとかいう、そういった会議規則の中を説明していただいたものでございますが、ここを「議論」とすると、逐条も変更するべきではないかといった形でございます。まず条文の方を見出しを「議論及び討議の保障」、第4条として「議会は、議事機関としてその意思決定に当たっては議員の公平で自由な議論の場を保障しなければならない」。2項といたしまして、「議会は、論点の整理又は合意形成を図るために、各委員会を中心に議員間で討議を行うことができるものとする」という形で再検討をお願いするといったのが一つでございまして、それに基づく逐条案といたしまして、「①議会は、議案または請願及び陳情を審議、審査するに当たり、議会としての機能を発揮するため、様々な立場の議員が公平な発言の機会を認め合い、自由闊達な議論をつくり、よ

りよい合意形成を図っていくことを定めています。委員会においては、自己の考えを自由に表現でき、活発な審査を行っています」と。

下の米印でございますが、条文を質疑から議論に修正したことにより、質疑の説明を削除と。質疑を説明しますと、自由な議論の場を保障すると指定ながら、どうしても回数制限や会議規則にある自己の意見を述べることはできないといった説明になってしまうので、この条文の趣旨からは矛盾しているように感じられるおそれがあるという考えから、このように修正ということでございます。

②につきましては、最後の1行を変えただけでございまして、読みますけれども、「議会は、お互いに相手の意見を聞き合い論点を整理し、合意形成に努めなければなりません。そのための手段として議会では、議会運営委員会、委員会協議会、議員提出議案の審査等で、議員間の自由闊達な議論を行っています」といったところで、最後の1行だけ若干訂正を加えさせていただいたところでございます。

○森戸座長 ということであります。それで、1班の方、皆さんから書いていただいた、この逐条解説なんですけど、これが質疑に限られていることから、こういう書き方になるというのは当然だと思うんです。ただ、議会は質疑だけではなく、質問もあります。これは一般質問、それから緊急質問、それから討論もあります。意見を述べる場として議案や請願、陳情の一番最後に意見・要望があればということで述べる場もあり、討論もありということからすると、ちょっとこれだけではないのかなという話になったんですね。その点からすると、もともとの条文の質疑というのは非常に狭いものになっているんじゃないかという議論になりまして、そうだとしたら、やはり全体は議論の場だということで、議論というふうにした方が全体を表すのではないかということになりました。

したがって、当初ここの議論をしたときに逐条解説でこういうこともあるということを書こうという話があったかなと記憶しているのですが、しかし、これだけ書くと、ちょっとなかなか解説としては全体を表しきれないなというのがありまして、そこは述べないで、むしろ基本的な考え方を述べた方がいいんじゃないかということになりました。そうなってくると、質疑だけではなくて、ここの第4条の中身も変える必要があるのではないかということになり、議論というふうに訂正をしたということになります。

ちょっと1班の皆さんの内容からかなり変わっているので、ご意見があれば伺えればと思います。

○片山議員 質疑というところで、今、座長がおっしゃったような形での逐条解説を作ってきたというがあるので、これがまた議論という形で変えていかなければならないということであれば、これまでのこの解説とは変えられるべきだと思いますけれども、一応、この現状というか、分かりやすくこの質疑について、現状がどうなっているかということを中心に細かく書いていただいたとか、作ってくださったという形かなと思っていますので、議論ということにするかどうか、ここでまた一応話し合っていて決めているからとはなると思うんですが、ちょっと私の意見としては議論としていくことはいいのかなとは思っているんですけれども、解説の方で委員会においてはというふうな規定になっているものですから、委員会においては自己の考えを自由に表明でき、活発な審査を行っていますということなんですけど、ちょっと委員会においてはというふうに限定してしまうのはどうかなと思って、少しまた、ここら辺も考えなければいけないのかなとは思いました。

○森戸座長 これね、「委員会においては」って。

○百瀬議員 今、片山議員からあったとおり、私もこれ、質疑ではなくて議論ということに変えることには全く異論がありません。片山議員の指摘

どおり、そういうふうに広げておいて、こっちの指摘事項で委員会というのも何かすごい違和感があるなというふうに思います。確かに質疑ということ、質問、討論、全体としてその議論という表現することには全然異論はないんですが、そんな中で、ちょっともう1回逐条解説の案というのは、これ、私がもともと作ったもので、考えるのに時間をいただきたいなと思います。

○五十嵐議員 私はちょっと質疑を議論に変えることそのものにちょっと違和感を感じているんですね。いろいろな場面はありますけれども、議会の基本的な話す場所というのか、そういう場所はやはり質疑かなというふうな思いがありまして、議論ということになると、かなりいろいろな場面で出てくる可能性があるかなと、ちょっと。広くなりすぎるといかなという感じもしまして、ここの条文のところに議論という大きな枠を持っていくことが適当なのかどうなのかというのを、ちょっとすぐには判断、今できかねるなというふうに思っているんですね。全体を見ながら、これが議論という言葉に変わっていいのか未知なのかというのを検討する必要があるかなというふうに、ちょっと現段階ではそう思っています、今すぐこれを変えるのには、今の段階では違和感を感じるというふうに思っております。

○片山議員 先ほど座長が説明された議論の中身、こういう場、こういう場とおっしゃったと思うんですが、それ、ちょっともう1回挙げていただいて、1項の方での議論というふうにして、2項の方では討議というふうなことにするとすれば、ちょっとその区分けをしっかりとっておかないと、多分分かりにくいかなというふうには思ったりするものですから、もう1回説明していただければいいかなと思うんですが。

○森戸座長 議会の議論の形式は幾つかあって、一つは質問という形ですよ、これは一般質問と緊急質問があると。それから、もう一つは議案や

請願、陳情に対する質疑ということですね。それと、三つ目には委員会で述べる意見・要望の場ですね。大体そういう発言の場の、あと討論ですよ。私たちの発言のくくりとしてはそういうことなのかなということです。ここは全体的には議会全体として議員の公平で自由な議論の場を保障しなければならないということの方が、大枠全体的な自由な質疑の保障にかかってくるんじゃないかということで、質疑というと、ごく限られてしまうことになるんじゃないかという議論があって、やはり議論の場というふうにした方がいいのではないかということになったということです。

○宮下議員 ちょっといいですか。あと、正副座長の打ち合わせの中で、ちょっと私も全然勉強不足だったのでお恥ずかしいんですけども、審議と審査という表現も、委員会の中でやるのは審査で、本会議が審議ということで、言い回しも何か違うというふうなこともありまして、もうちょっとそれからあと少し踏み込んで言うと、本会議の中での発言よりは、委員会の中の発言の方が規則の上では自由な発言が認められているというふうな作り込みになっていると思うので、規則の方です。ですので、こういう最後の2行、委員会においてはというふうなところで表現に落ち着かせたという、正副座長の打ち合わせの中ではそういういろいろな議論、話合いがありました。議会の中の表現、本会議においては質疑、委員会においては審査、それから質問にもいろいろな種類があって、一般質問だったり緊急質問だったり、あとそれから議案に対する、これは質疑というものもあるし、討論というものもあるし、小金井市の場合は委員長報告に載せる意見・要望なんていうものもありますので、そういうものを全般的に網羅して条文にうたい込む、そしてその条文に対しての逐条解説としてはこういうふうな形が適切なのではないかと、今回、提案させていただいているものであります。一応、ちょっと補足説明で、すみ

ません。

○森戸座長 ありがとうございます。

○鈴木議員 このところ、質疑を議論としたということですよ。ここ、しっかり押さえておいた方がいいのかなということだと思んです。議会の会議規則だと、多分第53条のところでは発言内容の制限という条文があって、この第3項の中に、多分質疑としてしまうと、この第3項に当たってくるのかなと。議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べるができないということがあって、これがあるから逆に本文の方を議論にしておいて、逐条解説の方で、しかし委員会では、これがあるけれども、委員会では自己の考えを自由に表明できるということを保障しているということになるのかなと思うので、逆にそういう整理をしておいた方がすっきりするのかなという感想を持っています。

○森戸座長 ちょっともう1回、鈴木議員、言ってもらえますか。

○鈴木議員 まず小金井市議会の会議規則の中に、第53条では発言内容の制限という形であるわけですよ。発言について全て簡明にするものとしたか、範囲を超えた発言はできないといったことは規定されているわけです。これ、3項の中に議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるができないと、ここで規定されているわけですよ。それは質疑だから。だけど、それをここで本文、この基本条例の第4条を質疑から議論と変更することによって、この指摘事項で逆に、だからこそ委員会では自己の意見を自由に述べるができるんですよということを、ここで、その意味が逆に分かるということですよ。そういう整理であるならば、議論ということに変更するというのも理解できるという感想を持っているということです。

○森戸座長 そういうことですね。

○小林議員 そういうことなのかなと思んです

けど、多分、この真ん中にある1班の方でまとめたところの解釈が、この間、前にも事務局から説明があって、正しいと思っていて、委員会であっても意見だけを述べることはできないということなんじゃないですか。なんだけれども、それだけでは伝わらない場合は、最小限は認められますよという、これが原則であるから、この書き直された文章だと、そこの大事なところが抜けてしまっているのではないかなというふうに思うんですね。

一般質問とか緊急質問、議案等の審議というのは、これは質疑だと思います。意見・要望というのは実はあんまり話されてきていなかったのかな、意見・要望について、条文にどうするかというのって話してきたんですか。余り記憶がなかったんですけど。

○森戸座長 意見・要望についての議論はありませんでしたけど、この質疑のところでは意見を、要望を述べる場があると。だから、質疑は、あくまで単純な質疑であって、意見・要望はそこで述べるということなんですよという話はしてきたと思うんですね。だから、もし何が問題かという、公平で自由なという質疑が保障されていると言っているんだけど、逐条解説では制限があるよって言っている。もし、これを補充するならば、委員会等では意見・要望を述べる場がありますとか、そういうことを、両方うたわないと、これだけでは不十分なんじゃないかということになったわけです。あと、一般質問や緊急質問もできますとか、そういうことをうたっていないと、全体を表さないんじゃないかという議論になったんですね。

いや、そういうのを載せようよという話になったんだけど、実はこの第4条では質疑だけですよということになったわけです。質疑というのは、あくまでも議案や請願、陳情の質疑であって、それ以外のものは含まれないという解釈なので、そうだとしたら、この質疑を議論の場というふうに変

えていくというふうにした方がいいんじゃないかということになったんですね。

併せて内容的にもこういう具体的なことではなくて、もうちょっと理念的に述べた方がいいのかなという話になったわけです。ですから、もしここを載せておいた方がいいということであれば、1班の見解でいくということであれば、これに加えてそういう一般質問や緊急質問などがありますみたいな解説をつけておいた方がいいのかなと。条文は議論にしておいて、そういう解説をつけて全体的に表して、自由なんだよということもきちんとうたうというふうにはできないかなということもあると思うんですけど。

ただ、例えば決算特別委員会や予算特別委員会なんですけど、これはこういうふううたった方がいいかどうかというのは若干議論になったんですよ。

○宮下議員 すみません、正直言うと、最初、この第4条の中身の文面が公平で自由な質疑の場を保障となっていて、逐条解説を読んで、こういう規定があるよ。確かにこのとおりなんですよ、決算とか予算も確かにこうなんだけれども、という中で、この第4条のうたいたい中身って何かというと、やはり議員の公平で自由な発言の場が保障されているということ、この第4条の中で本来は言いたかったんじゃないかなということに立ち返って、それでそっちの方の精神を活かすための中身として、逐条も変えたし、本文もそうなる議論とした方が、本来の第4条でうたいたいかかった精神というのは、ここにあるんじゃないかなというふうなことで、ちょっと議論になりまして。

そうでないと、この公平で自由な質疑の場が保障されているという条文を説明するに当たって、回数制限があり、目的もあり、規定されているし、自己の意見は述べられない、述べられる場合は特別であるというふうに、自由であるうたっておいて、実はものすごく自由ではないという説明に

なってしまうと、何かすごく本来の議会基本条例の条文を作ろうといったときの意味合いと違ってきてしまうんじゃないかなということで、いろいろちょっと私も正副座長の中で意見交換させていただいて、こっちの方の第4条の中身のここを質疑を議論にした方が、本来の精神に近いんじゃないかなというようなこともあって、ここは本当に条文に手をつけるということはあり得ないことだし、ここはやりたくなかったんですけども、例外としてここだけちょっと正副座長の中でご提案ということで条文の方にちょっと手を加えさせてもらいました。そういった経緯があります。

○森戸座長 今、副座長から説明があったとおりでなんですね。異例だと思うんですけど、もう1回議論して見ると、1班の皆さんの逐条解説が糧となって、更にこうした方がいいんじゃないかという議論をしたものですから、皆さんから見ると、えっというふうに思われるだろうなということを覚悟の上で、これを提案させていただいていますので、ご理解いただければなと思うんですが。いかがでしょうか。

○小林議員 別に、すみません、休憩中ではないので思いついたことばかり言ってあれですけど、であれば、1回逐条を置いておいて、条文の、この第4条のことをちゃんと議論しないと、これを書くんだらつじつまが合わないとかになってしまうと、ちょっと混乱してしまうかなというのになります。

あと、中学校とか高校でも私は聞いてきたんですけど、自由とか公平というのはやはりルールがあるからそれは成り立つんだというふうに私は教わってきました。

○百瀬議員 逐条を作った本人としては、要は回数が制限されているというのは何か先ほど座長がおっしゃったように、何か制限があって、本来の意思とは、在り方とは違うことが表現されていると先ほどおっしゃったんですけど、一定の制限の

中で自由な議論がこの議会では行われているというのがやはり私はここに書きたかったので、その辺を現状を踏まえつつ書いたつもりなので、そんなに回数の制限というのが不自由さを表現するというのはちょっと違うのかなと思っています。

○五十嵐議員 議論ということは、質疑に置き替えて議論という言葉を使うとやはり全然ちょっとイメージが違ってくるといえるか、議論というのは広過ぎてといえるか、そもそも条文そのものの捉え方が変わってくるという感じがちょっとしてしまっていて、これは単なる逐条解説をどうするという話ではなくて、もっとそっちの本文をそれぞれ議論しないと、ちょっとまずいのかなという感じはしております。

○森戸座長 そういうことだと思いますね。

ずっと議論してきて、ここは全体的に、私の頭の中では、全体の質疑だけではない、一般質問も含めて自由だよということを表したかったんですよと書いていたわけです。ところが、逐条が出てきて、ああ、そうかということになって、これは質疑という狭い意味ではないよねというふうに、質疑だと狭い意味になってしまうなというのがあって、やはりそうではない、広い意味での議論の場というふうにした方がいいんじゃないかということも改めてちょっと考えたということです。

○五十嵐議員 それで、ずっと気になっていたことが一つありまして、多分地方自治法の中で一番議会がやらなければいけない役目といえるか、それに議案の審査ではなくて議決、議案の議決といえるかがあると思うんです。これがやはり一番議会の大きな役割なんだろうと思うんです。ところが、この議案の議決ということに関しては、何か視察に行っておかのところのあれを見ると、確かに載っているんですけど、小金井市のところにはどこにも載っていないで、どこかでちょっと提案したいなと思ったんですけども。つまり、議会というのは実はそういうポジションがあって、ある意

味限定的な役割を持っている場所だという認識が私にはあるんですね。だから質疑になるんだろうと。つまり、提案されたものをどうするのかというところが一番大きな役割なんだろうと、実は思っています。

だから、そういう意味で質疑というのが大きな意味を占めるのかなと思っていたものですから、単なる議論とは違うし、改めて政策検討会とか議会の中でこころましようというのは議論でしょうから、そこはそれで議論の場を自分たちで改めて作りましようよという提案も含めて、それはいいと思うんですけど、ただ、基本的にはやはり提案されたものに対して認めていくのかいかないのかというところが一番大きな議会の役割だろうというふうに思っているものですから、質疑というのがやはり基本にならざるを得ないのかなとちょっと思っているんです。

一般質問とか緊急質問も、私は質疑の中に入るのかなと思っていたものですから、ちょっと先ほどの説明でその定義というか、言葉の意味もどうなんだろうと、今、改めて考えてしまっているんですけど。私としてはそういう思いもありまして、ここが質疑が議論に変わるというのは、ちょっと違ってきってしまうかなというふうに思っておりますものですから、根本的なところでもあるかなと思っています。皆様のご意見を是非伺っておきたいと思っております。

○森戸座長 今、五十嵐議員からそういうお考えがありました。

○百瀬議員 今、五十嵐議員の発言にちょっと関連するんですけど、ここで条文が表現したいのは、議決機関と執行機関の違いというのを一定の表現の中に、この部分というはあるのかなという中で質疑だったのかなと。座長、副座長がおっしゃる包括的にその議論としたいというのも非常によく分かります。なんですけど、そんな中で、例えば1項では質疑ということで本来の議決機関の在り

方を表して、2項では基本的にはそうはいつでもさまざまな議論が行われているということを議員間討議ということなんでしょうけれども、そういう表現なのかなと思っていたので、何となく1項の方で総括的な形にしまうと、本来の執行機関とは違うんだよと、議決機関なんだよという、本来の議会の在り方が何となく曖昧になるというか、分かりづらくなってしまうのかなという気がしています。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時24分開議

○森戸座長 再開いたします。

○白井議員 ちょっといろいろ議論があったわけですが、改めて整理しますと、この第4条は、今の条文を見る限り、議会は議事機関としてその意思決定に当たってはうんぬんと書かれていますので、この条文の始まりで考えると議論ではなくて質疑のままが適当ではないかなと考えられます。議事機関として意思決定を行うのであれば、要するに議題が出されているわけですから、具体的な議題というのは陳情、請願、もしくは議案ということだと思うんですね。

一応補足しておきますと、前文の方に、第3段落に当たる部分で、「議会にとって重要な役割は」うんぬんということで書かれてあって、公開の場で議論を尽くすだとか、最終的には最善の内容で意思決定を行うというふうに書かれてあるんですが、ちょっと長期的なスパンで見ると、ここは恐らく質問という意味合いも含まれているのかなとは思っていますので、そういったことも含めて、第4条は私としては今のままでいいのではないかとされるんですけど、今日は初めて問題提起されたものですから、もうちょっとほかの条文との絡み、皆さんの意見を聞きながら検討したいなと思っています。

○森戸座長 ありがとうございます。

広い意味での議論ということで、議事機関として、その意思決定に当たってということなんです。が、意思決定をするに当たっても、いろいろな質疑、質問の在り方があるという意味での、ちょっと広義の意味で議論というふうにした方がいいのかなということなんですけれども。

確かに議会事務局長が言われたように、質疑というのは会議に提案された議案に限定されるということですから、議会事務局次長からもそういう説明があったんですが、そうすると、意思決定に当たってのということになると、質疑ということにもなるという、そういう意見があるのは当然だと思っんですね。

○小林議員 今、白井議員からほかの条文との兼ね合いも見てという話があったので、つけ加えておきますけれども、第13条第2項には、「政策立案及び政策提言を通して市長等に適切な措置を講ずるよう求めるものとする」というような文言があるところで、一応、逐条案という方にも、この部分で今、座長が休憩中に言われましたが、この小金井市議会として特徴的な一般質問の手法ということはここで一応取り上げようということで、重要なことだなという認識はありましたので、こういう兼ね合いも考えていただいて、整理できればなと思っんですが。

○森戸座長 分かりました。第13条の第2項ですね。

では、これはどうでしょう。このままで良いという声が多数なので。

○林議員 これまでの皆さんの質疑の中で、改めて理解が深まったなという思いがしています。ただ、やはりこの質疑というのを議論にしようというのは、改めての提案になりますので、生活者ネットとしては一度持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思っんです。

○森戸座長 分かりました。多分そうならざるを

得ないかなと思っていまして、持ち帰るに当たって、この条文の持ち帰りということにするということですよ。逐条解説とかは条文が固まらないとできないと思っしますので、あくまでも条文を持ち帰っていただくということでありまっす。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、これは持ち帰りということにいたします。

○加藤議会事務局長 すみません、今の条文のところで、今回、作業部会の方で作っていただいた逐条の中で、意見を述べることはできないというところの部分で、先ほど、鈴木議員と小林議員の方からお話があったんですけれども、ちょっとこの部分だけ、少し補足で解説をさせていただきたいと思っんですけれども。まず、この意見を述べるうんぬんのところですが、先ほどお話がありました会議規則で言いますと第53条の第3項に、「議員は、質疑に当たっては自己の意見を述べることができない」というふうにごこでうたわれておりまして、同じ会議規則の第66条、これ、委員会の第7章のところなんですけれども、ここの委員の発言というところについては、「委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べるができる」と。「ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときはこの限りではない」とありまして、これの関係をどう見るかというところなんですけれども、この、初めにこの標準会議規則が出たときに、その逐条の解説というのがありまして、そこを見ると、要は先ほどの議員の質疑に当たっては自己の意見を述べるができないということに対して、委員会の中のこの書き方は、その規定に対する特例を定めたものであると。

ただし、その委員会の意見を述べるができるというのは、質疑中に意見にわたっても良いという意味であって、討論にわたることができる

いう、そのような意味で解してはならないと。これはどういう意味かという、討論というのは、本案に対する可否の結論の表明をするものであるけれども、本条の意見というのは討論の可否の意見とは区別されて、自己の考えの表明を指すものだ、そういう言い方がされておまして、なので、これを一見すると同じ会議規則の中で片一方では意見を述べてはいけないと言っているけれども、委員会の中では意見を述べることができる。これは今申し上げたような、もともと発言の制限の特例を定めていると、そういう位置付けになっているというのが、今の現状の会議規則の中の作りとしては、そういう形になっているということだけ、一応参考までに。

これ、何でもかような作りになっているかというのが、この逐条とか解説とかを見ると、要は委員会の審査というのは、議会の会議、本会議と同様に、想定としては形式的かつ厳格な手続によるものとする、会議が形式的に陥って、付託された事件の精査を欠くことになるという、何か前提の考え方があって、委員会についてはこのような特例を設けているというような、そんなような形には一応なっているということみたいです。

○森戸座長 分かりました。ただ、これを読むと、特例とは思えないですね、第66条。（「今のは意見ですね」と呼ぶ者あり）意見です。これは私の意見、つぶやきです。すみません。

そういうことがあるということ的前提にしながらですね。難しいね。難しいですが、これは持ち帰っていただいとすることにしたいと思います。

白井議員から指摘された、これは議決事項に対する規定ではないかと。したがって、質疑でいいのではないかとということなんですけど、議決に当たっても、広い意味で自由な質疑や議論、一般質問でも行うことはあるわけで、そういう意味で広義の議論の場というふうにしておいた方がいいのではないかとということなんですよね。それはどうし

てもだめだということであれば、私たちもこだわらないので。そこは是非ご協議いただければと思います。

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 では、これは持ち帰りということで、そのようにしたいと思います。

それで、議員間の討議の第2項の点は、これは逐条解説の最後、「議員間の自由闊達な議論が行われています」というふうになっているんですが、「行っています」ということで変えるのみで、あとは了解しましたということですが、よろしいですか。

○片山議員 宮下副座長がおっしゃったことでちょっと気になったんですけど、委員会の場合は審議で、本会議は審査というお話、違いました、どちらでした。

○森戸座長 委員会が審査で、本会議が審議。

○小林議員 そうですか、この書き方でいいんですかね。ごめんなさい、審査等というふうに局長の方で書いていたので、これはこのままでよろしいですかね。分かりました、失礼しました。

○森戸座長 今のはいいですね。

○五十嵐議員 行われていますというのと行っていますという言い方なんですけど、そんなにこだわっているわけではないんですけど、「行っています」というと、主語が必要なような気がして、議員はそれを行っていますとか、私たちは行っていますとか。だけど、要するに議会ではこういうところで議論が行われていますというのがその説明だったものですから、だから、行われていますでいいのかなと、ちょっと思っていたんですけど。そんなにこだわるものではないんですけど、何か行っていますという、何か主語が必要なのかなと、ちょっと思ったりしたんですけど。いかがでしょうか。

○森戸座長 逐条解説の在り方として、どうあつ

たらしいのかというのが私もよく分からないんですけど、行っていますという、現状のことですよ。行われていますというのもそうなんですけど、何かそういう言い方でいいのかなというふうには思っているんですよ。行っていることを定めていますとか、解説だからそういうふうには書かなければいけないんじゃないかなと思うんですよ。それで、ここは行いますか何かだったの、行っていますで良かったのか。逐条解説の在り方の問題かなと思っていて、おっしゃることはそのとおりだと思うんですよ。こういうことを定めるものですか、こういうことを目的としていますみたいな書き方かなというふうには思っているんですが、ちょっとここはもう少し変更……、何かあったか。

○小林議会事務局次長 たしか議論の中で、「行われています」と言いますと主体的ではないといえますか、外から見ている的に映るということで、自主的に行っていますということで、行うものですかそういったのかどうかといった中で「行っています」でまとまったといったところです。

○森戸座長 主体的に行っているということですよ。行われているという受け身になるので、行っているというふうに言った方がいいのではないかと。

それでいうと、本当はこれ、議員間討議を議論する中でこういう規定を作ったわけですけども、そういうことからいうと、議員間の自由闊達な議論ができることを明記しましたとか、そういうことの方がいいのかもしれないですね。

いかがでしょうか、今、問題提起があって。

○五十嵐議員 今、座長がおっしゃった、できることを明記しましたの方がいいかもしれませんね。現状の、行っていますにしても行われていますにしても、現状、こうですよと言っているだけだから、逆に条文の解説としては、できることを明記しましたの方がいいかもしれませんね。

○森戸座長 そうですね。では、今、五十嵐議員からもご同意いただきましたので、「議論ができることを明記しました」というふうに変えることでいかがですか。「議会は、お互いに相手の意見を聞き合い論点を整理し」。

○片山議員 今の時点で行われていることを書いているということなので、この議員間討議の在り方については、またちょっと今後変わっていくとか、何かしら検討がされるかもしれないという中で、それを踏まえたということが分かっているならば、そういったことでもいいのかなと思います。今の、できることを明記したというような書き方でよろしいんじゃないかなと思います。

○森戸座長 では、よろしいですか、これは明記しましたということ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第2項は、これは確定しました。

続いて、ずっと来て第10条になるんですかね。

○小林議会事務局次長 続きまして第10条になります。第10条をご覧くださいませ。読み上げます。

「公聴会制度は、本会議及び委員会において、議案または請願及び陳情を審議、審査するに当たって参考とするため、利害関係者や学識経験者等から意見を聴くものです。議会としての機能をこれまで以上に強化するため、積極的に活用していく趣旨で規定しています」。

それで、続きまして、「参考人制度は、本会議及び委員会において、地方公共団体の事務に関する調査または審査のために必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができるものです。公聴会制度同様に積極的に活用していく趣旨で規定しています」としたところでございまして、1班の中からの変更点といたしましては、自治体の決定や行政運営といったところを具体的に議案または請願、陳情の審議、審査するに当たってといった形に細かく書いたのと、公聴会制度が本会議にも

認められたということ、本会議及び委員会という形で書かせていただきました。

なお、この間の法改正の内容とか過去の実績というのは特に必要ないのではないかという意見から、こういった形に修正させていただいたものがございます。

○森戸座長 この法改定や過去のものを書いていただいて、分かりやすいんですけど、そうすると、開催するごとにこの逐条解説に入れ込んでいかなければいけないかなということや、法が改正すればまたこの逐条解説も変わっていくことになるので、余りそういう変化があるものは書かない方がいいのではないかということで、それを除いたということでもあります。

あと、公聴会と参考人は、それぞれ性質が違うものがありますので、より具体的に書かせていただいたということが違いかなと思います。

○百瀬議員 これは1班の協議の経過の中で、地方自治法の改正が一つの大きな規定になっているのではないかという議論があって、当初、私、これも私が最初作ったんですけど、こういう詳細な説明がなかった中で、多くの方からその経過を出すべきではないかという議論があって、こういう結論になりました。

それとあと、具体例として何か記述すべきだ、実際の実例が今まであるので、これも載せることはかなり逐条としては重要ではないかというような議論がありまして、載せた経過があるので、確かに全体の逐条のボリュームからいって、こういうふうに座長、副座長の方でまとめられたという意図は非常によく分かるんですが、1班での経過というのは一応そういうものがあったので、その辺のことはちょっと皆さんにお伝えした上でご議論いただきたいなと思います。

○五十嵐議員 ほかの条文の解説を作るに当たっても、要するに現状を入れた方がいいんじゃないかとか、そういうようなちょっとあれがあって、

こんなふうに行われていることはやはり書いておいた方がいいでしょう、例えば積極的にやっているみたいなところに対して、こんなふうに積極的にやっているんですよと、確かほかのところにも書いたりしているんですね。なので、逐条を作るときの、今言った原則的なところを共通認識にしておいた方がいいかなと。どこまで書いていいのかとか、逆に書いた方がいい、この部分もそうですけど、1班としては書いた方がいいだろうと思って書いてきた経過もあって、さっきおっしゃったように、変わるものは書かない方がいいんじゃないかとか、そういうことに関してはちょっと一応共通認識にした上で、1班に投げさせていただいた方がいいかなと思ったりしますね。

○片山議員 すみません、多分これからもいろいろな形で変更していくことは多いと思うんですけど、運用しながらいろいろなことは変わっていくので、だから、それはそのときどきでやはり改正をして行くなりということは必要ではないかなというふうには思いますので、今の時点ではやはり分かりやすく、どう分かりやすく伝えていくかということでの、この作成だったかなというふうには思っています。

○小林議員 皆さんからそういう意見が出たとおりなんですけれども、五十嵐委員の言われたのに関連して、例えばこれをここから省くとなったときに、やはり逐条、本文としてはなかなか毎回見直すものではないということで、ルールが決まれば、何か囲みとか、そういうところでこういう事例というのは残していくような形の方が、より小金井市議会の行ってきた実態というのは分かりやすい逐条になるのではないかと思うんですけど、その辺もちょっと方向を決めていければと思いますけど。

○森戸座長 ご趣旨、よく分かりました。それで、あれですよ、小林委員がおっしゃったように、囲みで過去にもこういうことがありますと載せる

ことは、それはできると思うんですよ。ということなので、今、削除した過去の実施したものについては、掲載するというで残すということではないですか。

○宮下議員 すみません、囲みで、要するに本文があって、逐条解説があって、下に、参考書によくありますけれども、それ以外の囲みの部分でちょっとした解説が載っているのがよくあると思うんですけども、大体そういうイメージになるかなというのが、今、ちょっとずっとこの間、正副座長会議で話している中では、そういったイメージを徐々に形成しつつありまして、今の小林議員の意見もそうなんですけれども、あと、語句の解説も、その条文があって逐条解説を書いて、一番下に囲みで、ちょっとこの語句ぐらいは説明しておいた方がいいだろうみたいのは入れておこうかなみたいな話は、ちょっとしていたりしておりますので、参考までに申し上げます。

○森戸座長 では、この過去のものについては、形は違いますが、掲載するというにしたいと思います。

それから、百瀬議員からあった地方自治法の改正問題ですよ、ですから、これもちょっと加えた方がいいということなので、委員会及び本会議において積極的に活用していくということにするのか、それとも平成24年の地方自治法改正ということを入れるのかなんですが、地方自治法改正を入れなくてもいいのではないかと。「委員会のみならず本会議においても議会としての機能をこれまで以上に強化するため」というふうに訂正してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。そこが載ればいいのかと思って。

○百瀬議員 本会議でもそういうことができるようになったということが結果として記されていれば、特に私は地方自治法の改正とか細かい話をここで無理に入れてくれというふうには言いませんので、その辺は踏まえていただいて、お願いしま

す。

○森戸座長 分かりました。

そうしましたら、今申し上げたんですが、「議会としての機能をこれまで以上に強化するため」という前に、「本制度は」とか入れて、「委員会のみならず本会議においても議会としての機能をこれまで以上に強化するため、積極的に活用していく趣旨で規定しています」ということでまとめてはいかがでしょうか。よろしいですか。

同じように、参考人制度のところも、そのように規定したらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。

委員会だけではなく、本会議でもできますよということをやった方がいいということですよ、趣旨は。

そうしましたら、その辺り、文章の文言はもう一度整理して、こちらの方で出させていただくということはいかがですか。大丈夫。（「頭の部分に本会議及び委員会というのが」と呼ぶ者あり）あるからね。（「入っちはいるんですね」と呼ぶ者あり）ああ、そうか。（「両方とも入っている」と呼ぶ者あり）両方とも入っていますね。だから、わざわざ言う必要ないということだったか。そうですね。そうか。

ちょっと休憩します。

午前11時54分休憩

午前11時57分開議

○森戸座長 再開いたします。

今議論を行いまして、この平成24年うんぬんというのは、きちんと明記しておいた方がいいということですので、過去の実例と合わせてきちんと明記するというにしたいと思いますが、よろしいですか。逐条解説ではないところで明記をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 それでは、そのほかで。

○林議員 この公聴会制度及び参考人制度を活用する議会という第10条は、もともとは市民の声を反映させる議会というところの条文に入っていたのが、仕組みが違うということで分離独立させたものだというふうに認識しています。逐条解説の中では、1班の提案として、「改正を機に住民参加の機会の拡大」ということが入っていますので、この市民の声を反映させるという意味で、この制度を活用するというを念頭に作った条文ですので、正副の座長案ではここを削られていますけれども、是非残していただくようにお願いします。

○森戸座長 そういうご意見でありました。そうすると、これを活かすというふうになりますと、こういうふうにはいかがかと。「住民参加の機会の拡大や審議を活性化させるため、積極的に活用していく趣旨で規定しています」と。ここにある「議会としての機能をこれまで以上に強化するため」というのを、「住民参加の機会の拡大や審議を活性化させるため、積極的に活用していく趣旨で規定しています」というふうにしたらどうでしょうか。

それで何か文章が通じるかなと思うんですけど。よろしいですか。皆さん、いかがでしょうか。

「住民参加の機会の拡大や審議を活性化させるため、積極的に活用していく趣旨で規定して」いると。

何か、議会事務局次長、ありますか。

○小林議会事務局次長 市民と住民というのが少し混同しているので、「市民」で来ているので市民なのかなと。

○森戸座長 住民ではなく、市民ということで。

○林議員 参考人制度の方も同じように書かれています。これは公聴会も参考人も同じように市民参加の機会の拡大というふうに残していただけということではよろしいのでしょうか。

○森戸座長 それはそうですね。公聴会制度についても。

○小林議員 参考人の説明の2段落目のところは、「公聴会制度同様に」で始まっているので、余り繰り返しの表現は省いてもいいんじゃないかなと思いますけど。

○森戸座長 なるほど、そういうご意見ですが、いかがでしょうか。林議員、いかがですか。繰り返し述べることはないんじゃないかと。公聴会制度と同様にとあるのということなんですが、林議員、いかがですか。

○林議員 ただ、最初、ごめんなさい、1班は繰り返して提案をしているので、入れていただいてもいいかなと思います。

○森戸座長 いかがでしょうか。

○片山議員 何を強調していくかということだと思いますので、そういった意見も参考に検討していただければいいんじゃないかなと思います。

○森戸座長 そうですか。「公聴会制度同様に、住民参加の機会の拡大や審議を活性化させるため、積極的に活用していく趣旨で規定しています」と。

では、ちょっと改めて作ってみて、座りがいいか悪いか、作ってみないと何とも言えないと思うので、持ち帰らせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 ただ、前半のところは入れるということでは、そういうことにしたいと思います。

お昼になりましたので、昼食休憩のため、しばらく休憩いたします。1時5分から再開ということでお願いいたします。

午後0時03分休憩

午後1時05分開議

○森戸座長 再開いたします。

それでは、午前中に引き続き、議会基本条例の逐条解説についての協議を進めていきます。先ほど公聴会制度と参考人制度について議論をいたしまして、これは持ち帰りということになりました

ので、そのように取扱いをさせていただきます。

次に、市長と議会の関係であります。ごめんなさい、議会報告会……（「12条」と呼ぶ者あり）ちょっと待って、議会報告会ね、第12条。では、第12条について、議会事務局次長から説明をお願いします。

○小林議会事務局次長 第12条につきましては、①で「議会は、市民への説明責任を果たすために、直接市民に対し議会の活動の様子を知らせるとともに、議会を身近なものにするために、議会報告会を年1回以上開催することを定めています」。

②といたしまして、「議会報告会の開催時期、場所、議員の役割など詳細については、議会運営委員会が設置する実行委員会で決めることから、別に定めるとしてあります」といたしまして、1班の案からは「地域で」という言葉を削除したということで、年1回ということで、地域でというところを回るといふようなイメージがありまして、いずれはそうなるのかもしれないですけど、現段階では1回といえばそれなりの場所なのかなということで、あえて「地域」というのを取るといふのが正副案でございます。

○森戸座長 ということでありまして、「地域で」という言葉を削除したということでもあります。ご意見があればどうぞ。

○百瀬議員 この地域で、回数、今、ご指摘があったんですが、そういう意味でこういう地域でという表現をしたわけではなくて、議会側から住民の側へ出向くというようなイメージで、地域でという文言を1班全体では一応合意しております。その辺をちょっとご配慮いただければと思います。

○白井議員 恐らくそういう意味なのかなと思ひまして、例えば議場を出てという言葉で置き替えるとか、何かそういうのはやはりこの報告会をやる上での意図が伝わりやすくした方がいいかなと思ひます。

○森戸座長 ちょっとこの地域でというイメージが。

○中山議員 反論ではないんですけど、もともとこの議会報告会というのは、実行委員会に委ねるといふ話をしていましたので、ここでどう明記するといふのは、避けるといふ表現が正しいかどうか分かりませんが、あえてここではもう明言しなくて、実行委員会に委ねてしまっているんじゃないかと思ひます。今さら、この時期にこの文言をどうのこうのといふのは、大方合意してこれが出てきているわけですよね、ですからもう時間がかかってしまう。今日だってあと2時間しかないわけですよ。ですから、それで皆さん納得いただいて、先に進んだ方がいいと思ひます。

○森戸座長 中山議員は、あってもいいということですか。（「何が」と呼ぶ者あり）「地域で」といふ言葉が。（「だから、このままでいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり）今のままでいいということ。地域に赴いてといふ、議場から出てといふことを言いたいわけですよね。

ちょっと議論がいろいろあって、1回といふ数え方も地域で1年に4回やって1回といふ数え方もあるよということなどもあったので、ちょっとその辺りを考えると「地域で」と入れない方がまとまりやすいのかなと思ひまして、そういうふうにしたんですが。

○白井議員 中山議員のそういう意見もあるようですから、確かに時間がないので、「地域で」といふ形で残してもいいんじゃないですかね。

○森戸座長 分かりました。

○中山議員 別になくてもいいんですよ。なくてもいいんですけど、今さらそんなことで議論すること自体がどうなんですかといふことを言いたかった。

○森戸座長 分かりました。（「皆さんが入れたいんだったら入れていいです」と呼ぶ者あり）ち

よってそういうこともおもんばかって取ったんですが、議論がまた燃えると大変かなと思って、削除させていただいたんですが、そういうご意見もあるので、これは入れるということでもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、これはそのまま残すということで、よろしくをお願いします。

では、全体としてはよろしいでしょうか。②もオーケーということになりましたので。

「別に定めるとしたものである」を「別に定めるとしてあります」、ここを変えたのか。

○小林議会事務局次長 第2項につきましても、最後のところで、「別に定めるとしたものである」という、ちょっとここだけ言い回しがほかと違うのかなと感じましたので、「定めるとしてあります」。

○森戸座長 そこはちょっと細かいところですけど、確認をさせていただきます。

それでは、続きまして、第4章、市長と議会の関係についてであります。

議会事務局次長から説明をお願いいたします。

○小林議会事務局次長 第1項でございます。

「議会は、二代表制の下、市長等と相互に独立かつ対等で緊張感ある関係を保ち、それぞれの責任を果たしていく必要があることを定めています。」こちらにつきましては変更はございません。

第2項で、「議会が市長等の事務の執行の監視及び評価など、議事機関としての責務を果たすため、必要と認める場合には、主に議会としての決議、議員の一般質問などの手法により、市長等に適切な措置を求めることを定めています。」変更点といたしましては、「地方自治法に定められた」という部分を削除し、「責務を果たしていくことを定め」という部分を「責務を果たすため」という形にいたしました。

続きまして、「必要と認める場合には」の後に、

「主に議会として」、「主に」という言葉を加えて、一般質問「等」という言葉、余り使わない方がいいということで、羅列をしようと思ったんですけれども、やはりここは政策立案、提言となりますと非常に広がるので、どうしても「など」という言葉をここには使わざるを得ないのかなということで、「などの手法により」とさせていただきます。

最後の1文なんですけれども、条文の第2項の方が「政策立案及び政策提言を通して市長に適切な措置を講ずるよう求める」ということになっておりまして、「適切な措置」という部分が「市長」に係っていますので、ここは「市長に適切な措置を求めることを定めています」という形に変更したものでございます。

第3項につきましては、「議会が、議案等の審議に当たって、市長等に資料の提出や情報の提供を求めることができることを定めています」と。こちらについては、下に米印がございますが、「ハンドブックに掲載されているルールに従って」というものが何を指すのかがこの中では分からないので、削除したといったところでございます。

第4項、「市長等が提案する重要な施策等について、議会における十分な審議を行うため、市長等に対してその形成過程の説明を求めることができることを定めています」となっておりまして、条文については、こちら、再確認いたしましたところ、平成26年5月14日の代表者会議の確認事項により、条文の議論の際に、流山市のような政策形成過程の明記とか、予算の関係、政策等を必要とする背景、提案に至るまでの経過、市民参加の実績の有無及びその内容、他の自治体に類似する政策との比較検討、総合計画による根拠または位置付け、政策等の実施に係る財源措置、将来にわたる政策等の効果及びコスト、こういった項目を条文に入れたい代わりに逐条に載せていくといっ

た形で、代表者会議の方の合意を得ていたという経過を座長の方から、確認ということで言われまして、確認したところ、確かにそのようになっていたため、ここにつきましては再検討が必要なのかなといったところでございます。

第5項といたしまして、「会議等において、議員は、議案等の審議に当たって、論点を整理して明瞭で分かりやすい質疑を行うこととしています。また、市長等が、議員の質問に対して質疑の論点及び趣旨を確認することを認めています。」こちらにつきましては、変更点等ございません。

○森戸座長 ありがとうございます。第13条の第1項については、何もないということで、これで合意していくということよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、第1項は合意をいたしました。

次に、第2項です。これは「地方自治法に定められた」ということをあえて言う必要はないのではないかなんてですね。それで、それを削除し、果た「していくことを定め」というのを取ったと。「議事機関としての責務を果たすため」でいいのではないかと。

これは語句の整理ということでいかがでしょうか。よろしいですか。何かこれを載せなければいけないというふうに至った1班の皆さんの議論があれば言っていただければと思うんですが。削除でいいですか。

○片山議員 作成者が特に問題がないという、整理して、分かりやすいというか、すっきりした形でよろしいんじゃないかと思います。

○森戸座長 分かりました。では、これは削除させていただくということで確定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 よろしく願います。

次に、第3項です。「ハンドブックに掲載されているルールに従って」という……。

○小林議会事務局次長 第2項の最後の一文の言い回しを若干変えてございまして、1班案は「市長等に対し適切な政策立案及び提言等を行うことを定めています」ということで、ここを、「市長等に適切な措置を求めることを定めています」ということで、「適切な政策立案」という形でつながっているの、その「適切な」の位置が市長の適切と混同しやすくなっているのではないかなんて、条文の方に合わせて、「市長等に適切な措置を求めることを定め」と変更したものでございます。

○森戸座長 ここはいかがでしょうか。これでいくと、市長が適切な政策立案及び政策提言を行うということになるということなんですかね。「市長等に対し」。そうではないか。(「適切な政策立案という言葉が条文の中になかったの」と呼ぶ者あり) そうですね。

○片山議員 ちょっと意味が違うんですね。だから、どちらにした方がいいのかというのは、私が思うには、確かに条文に合わせていった方がいいのかもしれないなとも思います。

○森戸座長 言うとしたら、議員の一般質問等の手法により、政策立案及び政策提言等を行い、市長等に対し適切な措置を求めることを定めているという、合体してもいいんですけど。

○小林議員 そっちの方がいいと思います。

○森戸座長 それでは、もう1回言うと、「必要と認める場合には、議会としての決議、議員の一般質問等の手法により、政策立案及び政策提言等を行い、市長等に対し適切な措置を求めることを定めています」ということでどうでしょうか。では、合体させるということで確定していいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、次に、第3項、「ハンドブックに掲載されているルールに従って」ということなんですが、ちょっとハンドブックというのが分からないんじゃないかと、市民には。

○**小林議員** 精査していただいてありがとうございます。ちょっと指摘の仕方が違うんじゃないかなと思うのは、ハンドブックに書いてあるルールが分からないので削除するのではなくて、分からないので明確に書けという方向かなと思って、やはりハンドブックのこの48ページにあります資料の請求の仕方が、今、ルールがちょっと曖昧になっているというので、強いメッセージが含まれていて、是非こういうふうに残すか、先に妥協案を言って、折衷案を言ってあれですけど、囲みのような形でハンドブックの48ページのところには詳細が記されていますというような形で残していただいても、私はいいのかなという、ちょっと、折衷案を先に。

○**森戸座長** ありがとうございます。（「そうだな、これは入れた方がいいな」と呼ぶ者あり）何か随分副座長の力強いご意見もあります。（「自分で提案削っておいて、すみません」と呼ぶ者あり）いえいえ、もう正副座長の団結は崩れていくというか。今のはあれなんです。

今、そういうご意見があって、囲みでハンドブック、申合せの何々に述べられているというふうに書いた方がいいということなんです、皆さん、いかがでしょうか。（「書いてもいい」と呼ぶ者あり）書いてもいい、書いた方がいい。書くこととということですよ。これを削除して、下の方に述べておくということで、せっかくそう言っているから、そういうふうにしましょうか。

では、そのようにしていきたいと思えます。それで、ここは確認してよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○**森戸座長** では、これで確定をいたしました。

次の第4項です。これは大丈夫ですよ、変更なしだった。そう、それで、付け足しをどうするかということなんです。それは過去の代表者会議で一応確認はされていることでもあります。

これはどうでしょう、1班にもう1回返ししましょうか。

○**片山議員** この5月14日の代表者会議の確認事項というのは送られてきている報告、結果については載っていないですよ。何かちょっと、先ほど議会事務局次長が挙げてくださったものがそのまま載っていれば、そのまま入れてしまえばいいのかなと思ったんですけど、ちょっとなかったので、どこにあるかなと思ひまして。

○**小林議会事務局次長** 項目全てが載っていたわけではなくて、修正確認事項の結果の中で、米印で説明を求める項目について、流山市議会（条例第14条ですか、政策等を必要とする背景等7項目について説明を求めるものとなっている）の運用等を参考に、作業部会第1班で検討し、逐条解説に載せるといったことで、結果として報告しているところでございます。

○**森戸座長** いかがですか。

○**片山議員** 申し訳ありません、これはちょっと抜けていたので、私たち、認識が。作業部会でやらせていただきます。

○**森戸座長** ありがとうございます。その方がまとまりやすいので、よろしく願いいたします。

それでは、この第4項については、改めて1班でご協議いただくということでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○**森戸座長** よろしく願いいたします。

続いて、第5項であります、ここは問題がないということで、ご確認いただいてよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○**森戸座長** では、これは確認をされました。

続いて、市長報告について、第14条であります。

○**小林議会事務局次長** 「議会は、これまでも市長等により市の重要事項について報告を受けてきました。議会として重要かつ必要と判断した事項

については、議長を通じ、議会からも市長等に報告を求めることができるよう定めています」ということで、下の方に書いてありますが、委員会で市長報告ということをしていませんので、「本会議や委員会」は取ったといったところでございます。

○森戸座長 今、本会議や委員会でということを取ったということなんですが、1班の方で、何か。

市長報告という題名になっていて、市長等の報告を求めることができるということでありまして、市長報告ということであれば、委員会ということを入れる必要はないのかなということなんですが、これ、行政報告も含んでいましたか。含んでいないですよ。

○百瀬議員 これ、第14条の表題が市長報告となっていて、今、この逐条の指摘のところ、「市長等」と「等」がついているんですが、この「等」は何を意味するのか、ちょっと。議論としては、要はこの「等」というのは行政報告も含んでいるというような認識があって、こういう逐条になったような経過があると記憶しておりますので、もともと第14条の本文自体にも「等」がついているので、この辺の整理がちょっとどうしたらいいのかなと気がついたんですが、その辺、ちょっと整理していただきたいなと思います。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午後1時35分休憩

午後1時46分開議

○森戸座長 再開いたします。

それでは、このようにまとめさせていただきます。「議会は、市長より市の重要事項について本会議において報告を受けています」ということで、基本的には市長が市長報告をしているので、「等」ということを入れると分からなくなるので、これは取るということですね。それから、本会議や委員会というのは、委員会というのはちょっと

市長報告はないので、これは削除して、後ろの方に、「本会議において」ということをつけ加えるということにいたしました。

それとの関係で、条文の「市長等」の「等」は削除するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、そのようにいたします。

続きまして、第15条であります。

○小林議会事務局次長 第15条でございます。こちらは若干正副座長案、原案とは違うものとなっております。読み上げさせていただきます。ちょっとすみません、これ、「全議員」とありますが「全員協議会」ですね。「全員協議会は、議長が全議員を招集し、議会の運営や市の重要政策について研究・協議する場です。また、全員協議会は、市長からの依頼または議員からの要請があった場合に開催しますが、その判断は議長に委ねられています」という形にいたしまして、その変更の趣旨といたしましては、招集権者は議長であるということは定められているということと、議員からの申出と市長からの申出と、全員協議会の開催の前段としては二つあるということで、こういった書き方にしたところでございます。

○森戸座長 ということです。

○五十嵐議員 その最初に出てくる「全議員協議会」というのと3行目の「全議員協議会」の「議」というのは抜くということよろしいでしょうか。

○小林議会事務局次長 「全議員協議会」は「全員協議会」の間違いでございますので、訂正方をお願いいたします。

○森戸座長 これは削除をしていただいて、それで、基本はここで書かれている、1班の皆さんが書かれていることは間違いはないんですね。議員全員が参加し、協議する場であり、議決する場ではないということなんですが、そもそもの目的はどこにあるのかということをお述べの方がいいので

はないかということです。それと合わせて、議員からの提案により開催をもとめることもできますが、議長が招集する場であることを明確にしましたということなんです。市長からの依頼もあるので、そのこともきちんと述べておいた方がいいのではないかとということで、市長からの依頼ということを入れ、または議員からの要請があった場合に開催をすると。その判断は議長に委ねられているということにした方がいいのではないかとということです。

○五十嵐議員 作業部会の1班の文章のたたき台は私が作りましたけれども、提案されている方で結構でございます、私は。

○森戸座長 もし加えるとしたら、「研究・協議する場であり、議決する場ではありません」みたいに、その一言を入れるのもありなのかなと思うんですけど。研究・協議する場ということで、議決の場ではないというのは分かるのかなと判断して、このようにしましたが、よろしいですか。

○百瀬議員 細かいことなんですけど、条文では「研究・協議」というのは極力なくしたというか、一切ないんですけれども、逐条解説の場合にはこういう表現がいいのかどうかということをやつと。

○森戸座長 「・」ですね。これは「及び」ですね。

○小林議会事務局次長 こちらにつきましては、やはり「研究及び協議」とした方が適切かなと考えております。

○森戸座長 ありがとうございます、ご指摘を。あとはいかがですか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 それでは確定をいたしました。ありがとうございます。

続きまして、議会の議決事項の追加であります。

○小林議会事務局次長 第16条でございます。「長期総合計画基本構想については、国の地域主

権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断にゆだねられることとなりました。小金井市議会は、長期総合計画基本構想の策定等については、今までどおり議決に付すことを定めています。また、地方自治法第96条第2項では、議会が議決事項を追加することが認められています。小金井市において、「小金井市名誉市民条例」、「小金井市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」で規定されている事項について議決することを定めています。なお、その他の議決事項については、議会の合意に基づき本条文に追加していくものとします」ということで、変更点は、号につきましては分けていませんので、分けているのは項までで分ける形で作ってございましたので、号については、「また」以降で1号、2号という言葉は削除させていただきました。

もう一つなんですけれども、「地方自治法第96条第2項に基づき」、議決事項が追加できるということを説明したと。1班の案では、基づき、付すものとして小金井市の中でもこういった条例を議決することを定めたということが書いてあるんですけれども、その前段で第96条第2項に基づき、議決事項を追加することができるということをあえて明記させていただいたものでございます。

○森戸座長 ということであります。

○水上議員 全体いいんですけど、「小金井市議会」になっているので、全体、「議会は」ということになると、小金井市議会のことを指すということだと思うので、「議会は」でいいのではないかなと。そこだけ直せば、指摘事項のとおりでいいと思います。

○森戸座長 「議会は」、そうだね、「小金井市議会」になっているね。「小金井市」、これは除くと。「議会は」で分かる。

○**小林議員** 第2号の地方自治法というところも、逐条全体的に法ということで、法第何条という形に整理しているので、修正をお願いします。

○**森戸座長** 法でくくっているということでよろしいでしょうか。これはあれですね、ちょっと今読み返してみても、「第96条第2項では、議会が議決事項を追加することが認められています」と。

「議会の合意に基づき本条文に追加していくものとします」をちょっと一緒のところを持ってきた方が分かりやすいですかね。

それで、別に条例で定めるものとして、小金井市においてはこうこうこういうものがありますというふうにした方が分かりやすいのではないかと思うんですが。

もう1回言いますと、「また」のところからなんですが、「また、法第96条第2項では、議会が議決事項を追加することが認められています」と。

「議会の合意に基づき本条文に追加していくものとします」というのが一つですね。それと、「議会が議決するに当たって、別に条例で定めるものとして、小金井市名誉市民条例、小金井市公の施設うんぬんで規定されています」というような形ですね。

ちょっとここは文言をもう1回整理させていただいていいでしょうか。ということで、整理して、次の代表者会議でもう一度お示ししたいと思います。正副座長の持ち帰りということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○**森戸座長** では、そのようにさせていただきます。

続きまして、第20条、議会図書室であります。

○**小林議会事務局次長** 第1項の説明といたしまして、「議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方自治法第100条第19項に設置が義務付けられており、その適正な管理及とその充実を明記しています。なお、管理、運営については、

「小金井市議会図書室管理規程」で規定しています。議会図書室は、議員の利用に支障のない限り市職員及び一般市民も利用できることとなっています。」こちらが座長案でございまして、変更点は1行目に「議員の調査研究に資するためということで、これは地方自治法の方にも書いてある文言と本文にもあるものをそこに加えたということでございます。

あと、「閲覧や貸し出しなどについて規程しています」という部分につきましては、市民への貸し出しは現在行っておりませんので、ここに貸し出しを書いて、市民の方も貸し出しができるのかなというような誤解を招くのかなということで、ここについての削除はさせていただいた代わりに、その下に2行、「議会図書室は、議員の利用に支障のない限り市職員及び一般市民も利用できることとなっています」という言葉を加えさせていただきました。

第2項については変更ございません。「議会図書室で不足する資料について、市長部局の情報公開コーナーに協力を求めることとしています」としたところでございます。

○**森戸座長** ということであります。

○**片山議員** 閲覧や貸し出しなどについての規程って、一応あるんですね。それが、だから、一般にというふうには捉えられるからということで削除されているということかと思うんですけど。何かちょっと、ただ、議会図書室自体は一応利用できるで、その辺のもう少し書き方があった方がいいかなとも思ったりはしましたが。でも、これでも分かるから、別にいいかなとは思いますが。

○**森戸座長** というご意見ですね。

○**片山議員** あとはさっきも出ていた「地方自治法」を「法」にするとか、そういった整理かなと思います。

○**森戸座長** ここは、では、いいですか。規程はあるんですが、一般市民の貸し出しとかはしてい

ないんですよね。だから、閲覧はできるということで、利用はできるということなので、ちょっと貸し出しを規程していると言われると、何か貸し出しの規程があって、使えるのかなと思われるので、これは削るということなんですけど、よろしいでしょうか。後で、一般市民も利用できることになっていますと書かれていますので、これでいいのかなと。

これは、では確定をさせていただきます。

第2項は大丈夫ということで、これは正副でも一致しましたので、これも確定してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、確定をいたしました。

最後です。第21条。

○小林議会事務局次長 こちらは変更点はございませんで、項立ての体裁を整えたということでございます。読まさせていただきます。第1項といたしまして、「議員定数は、本条例に規定した議会としての機能を果たすためにふさわしいものとするを基本に、地方自治法第」、ここ「法」ですね。「法第91条に基づき、「小金井市議会議員定数条例」により定めています。」第2項といたしまして、「定数の改正にあたっては、市政の現状及び課題を十分に考慮の上で、市民の意見聴取を踏まえて定めることを規定しています。平成24年度において、定数に関し公聴会が開催」、「公聴会を」ですね、「開催しています」。

○森戸座長 最後が「開催されています」というのを「開催している」ということで、あと、「定められている」というのを「定めている」というふうに置き替えたということですね。これはよろしいですか。

○小林議員 さっきのどこかの条文の過去の事例のパターンでいくと、この最後の1文は括弧書きになるのかなと。

○森戸座長 そうですね。これは括弧書きにする

ということですね。では、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、以上、確定をいたしまして、ほぼ逐条解説の1班からいただいた前半部分は議論が終了いたしました。お疲れさまでした。

それで、今回は、残ったところについての正副座長の案をご提示させていただきたいと思います。それと、今日整理したところをもう1回整理をして提案をさせていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○森戸座長 では、逐条解説については終了いたしました。

続いて、政策検討会にいきます。

では、前回板倉議員からちょっと問題提起があって、正副座長でも議論をしてきたことについて、まずご提案をさせていただきます。

議会事務局次長からよろしいですか。

○小林議会事務局次長 政策検討会に要する経費についてのメモの方の資料をご覧ください。前回は議会費と政務活動費ということで、両方の項目を立てて表としたところがございますが、下の米印にありますように、政策検討会で行う研修会等の講師謝礼などは、議会費又は政務活動費のどちらで支出するか政策検討会で協議して決めるという形で明確な切り分けはしない方がいいんじゃないかという議論を受けまして、こちらの表につきましては議会費に明らかに該当するというところだけを明記する形の表とさせていただいたところがございます。

○森戸座長 ということで、議会費に関わるものについて掲載をしたと。それ以外のものについてはそれぞれ各会派の政務活動費を含めて支出する場合もあるということになると思います。

政策検討会の議会費で活用できるものとしては、市民説明会についての手話通訳者の謝礼や保育士謝礼、コピー代は政策検討会の配布資料、市民説

明会の配付資料、パブリックコメントの資料・回答用紙、あとは会議録、政策検討会の会議録作成に要する経費ということであります。

これ以外の、例えば勉強会、研修会を行うとかいうことについては、政策検討会の中で協議していただいて、議会費でやるのか、それとも各会派がお金を出し合ってやるのか、そのときどきによって考えていただくということになるかなと思いますので、そこは余りこちら側で最初から縛らないようにしていきたいなということであります。

○板倉議員 前回のいろいろな説明を受けまして、今回のメモについて大変助かっております。この内容で私は了としたいと思っております。

○森戸座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。では、これはご確認いただくということでよろしくをお願いします。

続いてなんですが、ここでちょっと休憩して、協議会を開催いたします。

午後 2 時 09 分休憩

午後 2 時 44 分開議

○森戸座長 再開いたします。

以上、政策検討会を含めて、今日の議論は全て終了いたしましたので、本日の議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 45 分閉会